

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用についての一部改正について

1. 改正の背景

自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 51 号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業者は、整備管理者に対して「整備管理者として新たに選任した者」又は「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」に研修を受けさせることとされた。

また、本年 1 月には、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（平成 31 年国土交通省令第 3 号）が公布され、施行日（同年 4 月 1 日）より、一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客が当該自動車内へ持ち込んではならない物品として、新たに「刃物」が追加されることとなる。

これを受けて「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年自動車交通局安全政策課長、旅客課長、整備課長通達（国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号））について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

<第 46 条関係>

- 「整備管理者として新たに選任した者」の定義を明確に定める。
- 「整備管理者として新たに選任した者」又は「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」がいつまでに研修を受講しなければならないか定める。

<第 52 条関係>

- 「刃物」の定義、梱包の方法及び梱包状態等の確認について定める。

3. スケジュール（予定）

公 付：平成 31 年 3 月中

施 行：平成 31 年 4 月 1 日